

令和8年岩手県大槌町林野火災に伴う支援について ～ふるさと納税の代理寄附受付を開始しました～

1 趣旨

令和8年岩手県大槌町林野火災の発生に伴い、大槌町で大規模な被害が発生しています。こうした状況を受け、本市では、このたびの被害に対する支援のため、ふるさと納税による災害支援（寄附金）の代理受付を開始しました。

寄せられた寄附金に対する受領証明書の発行業務を本市が代行し、皆様からの寄附金を速やかに大槌町へ届けます。



これにより、大槌町の事務負担を軽減し、支援物資の手配や避難所の運営など災害復旧・復興に注力していただくことができるよう、側面支援しようとするものです。

2 代理寄附受付の仕組み

- (1) 被災した自治体に代わって、被災していない自治体がふるさと納税を代理で受け付け、寄附金受領証明書の発行業務等を代行します。
- (2) お寄せいただいたふるさと納税は、被災していない自治体を通じて、被災した自治体へ届けられます。
- (3) 災害支援を目的とした寄附となることから、お礼の品はありません。
- (4) 大船渡市民も寄附することができます。

3 寄附方法等

「ふるさとチョイス」及び「さとふる」のポータルサイトからの寄附となります。

ふるさとチョイス	さとふる
https://www.furusato-tax.jp/saigai/detail/2775 	https://www.satofull.jp/oenkifu/oenkifu_detail.php?page_id=537 

4 受付期間

令和8年4月28日から10月31日まで

※受付終了日は、状況に応じて変更する可能性があります。